

都市再生整備計画(第11回変更)

た か さ き し ちゅうしん し が い ち
高崎市中心市街地地区

ぐ ん ま た か さ き し
群馬県 高崎市

令和2年3月

都市再生整備計画の目標及び計画期間

都道府県名	群馬県	市町村名	たかき高崎市	地区名	たかきしちゆうしんしがいち高崎市中心市街地地区	面積	149,5	ha
計画期間	平成28年度～令和元年度	交付期間	平成28年度～令和元年度					

目標
大目標：まちなか移動が快適で、芸術文化の魅力と住み心地の良さを感じるまちづくり 小目標① 高崎駅東西エリアの連絡性強化と公共公益・芸術文化施設へのアクセス性向上を図る。 小目標② 新しいまちの魅力を創出し、まちなか交流人口（観光・買い物・散策）の増加を図る。 小目標③ 住みやすいまちづくりを進め、居住人口を増加させる。

目標設定の根拠
まちづくりの経緯及び現況 本市は、平成20年度に国より中心市街地活性化基本計画の認定（平成25年度第2期認定）を受け、「賑わい、交流、文化都心」をテーマとした都心集約的なまちづくりを進めている。特に中核である本地区は、昭和50年代後半より、区画整理による都市基盤整備と市街地再開発等による建築物整備が図られており、行政と民間が融合した積極的な投資が実現している。全国的に地方都市の中心市街地空洞化の問題が顕在化する中においては、新規出店も見られるところではあるが、大型小売店の郊外立地や、小規模住宅など開発のスプロール化は活発化しており、生活スタイルの変化や人口構造の変化、商業施設の拡散等さまざまな課題が生じている。 このような中、まちなかの賑わい創出や移動手段の利便性を目的に、平成25年度からは、都市再生特別措置法に基づく道路占用許可を得て、「まちなかオープンカフェ推進事業」や「まちなかコミュニティサイクル推進事業」を展開することで、駅周辺のみならず、現在空き店舗が散見されている、まちなかエリア外延部に向けての買い物客や散策者の誘導を進めている。さらに平成26年度に変更認可された「高松地区かわまちづくり計画」では烏川左岸の緑地を貴重な都心の水辺として位置付け、「水と緑のネットワーク」により、住み心地のよいまちづくりと交流人口の増加を目指している。 一方、平成27年度の本市人口は約37.1万人であるが、25年後では33.1万人まで減少（4.0万人減）すると予想されている。このため、薄く広く環境負荷の大きい地域構造からの転換には、行政規模のコンパクト化と機能の集約化が重要である。幸い、市役所周辺には、多くの市民が利用する各種の公益施設が集集する『行政・文化・医療機能のコアゾーン』が形成されており、高崎駅周辺では、駅を中心とした『商業・交通機能のコアゾーン』が形成されているが、都市人口維持のためには、これら2つのコアゾーンを有機的に結ぶことにより、住んでみたいと思わせる魅力ある地域個性の確立と、多くの方が住みやすさを実感できる住環境整備など、今後一層の取り組みが求められている。
課題 ・駅周辺徒歩圏に都市機能が集積することにより、コンパクトでにぎわいある都心形成が進行しているが、整備時期から経年変化した歩道面や施設間の段差、また誘導サインの不足など、高齢者や身障者、子供たちにとっては、安心できる歩行環境とは見受けられない面もあり、より一層バリアフリー化され、公共交通利用がスムーズな都市環境の整備に取り組むことが重要である。 ・駅周辺ゾーンと北西部の旧商店街ゾーンでは、歩行者数の差が顕著で、回遊ルートの狭小化と分断化が生じていることから、賑わいが溢れるまちの魅力が乏しく、「住んでみたいまち」とはならない。よって旧商店街のリニューアルを早急に行い、駅を起点とする「まちなか回遊ルート」と、烏川左岸に展開する「水と緑のネットワーク」を有機的に連結する必要がある。そのために2つのコアゾーンを分断するのではなく、公益施設のゾーンに商業施設を立地し、商業中心のゾーンに公益施設を整備することなどで、より住みやすく魅力ある都市となる。人が住み、訪れるまちにおいて必須とも言える「水と緑」を感じることができなかった当市のウィークポイントを克服し、観光客や買い物客はもちろんのこと、住民が快適に移動し、また散策する魅力を持った「新しい回遊ルート」への再編が必要である。 ・平成26年2月の「高崎スマートインターチェンジ」供用開始や、平成27年3月の「北陸新幹線金沢ルート」開通により、高崎市の集客エリアは都心から北陸までへと広がった。今後は、その広域エリアのなかにあり、高崎が選択されるための、「高崎の顔」また「地域の個性」となる施設及び要素の確立が望まれている。
将来ビジョン(中長期) 【地域の魅力と個性を活かしたネットワーク型コンパクトシティの形成】 『高崎市総合計画（H25/3）』⇒人・もの・情報などの「交流」と新たな芸術・文化や科学技術などの「創造」を促し、経済の活性化と持続可能な発展を目指す「交流と創造のまちづくり」を進める。 『高崎市都市計画マスタープラン（H23/3）』⇒都市拠点機能の集積と充実、さらに進展を図るものとして「存在感のある交流発信拠点の形成」が示されている。 『高崎市中心市街地活性化基本計画（H27/3変更）』⇒広域圏からの来訪者（交流人口）の増加を主眼に「賑わい・交流・文化都心」の創出を掲げ、特に「市民・まちなか居住者・広域来訪者が楽しく回遊できる、拠点・回遊性のまち」を目指すものとしている。 『高崎市立地適正化計画（仮称）』は、平成28年度において「都市機能誘導区域」の設定、さらに平成30年度に「居住誘導区域」の設定をめざし、現在策定が進められているが、高崎駅周辺は「公共交通の利便性向上を図り、都市内連携を強化する」ものとして、都市機能誘導区域の位置づけにある。

目標を定量化する指標							
指 標	単 位	定 義	目標と指標及び目標値の関連性	従前値	基準年度	目標値	目標年度
駅周辺諸施設へのアクセス性と歩行環境に関する満足度向上	(%)	駅周辺主要5地点での対面式アンケートにより、市民意向を調査する	高崎駅東西ペDESTリアンデッキの整備による、アクセス性とバリアフリー環境の整備	52.5	H27	56.6	R1
来街1回あたりの滞在時間延長	(時間)	駅周辺主要5地点での対面式アンケートにより、市民意向を調査する	あらたな観光資源と連携した、回遊ルートの拡大と立ち寄り箇所の増加による滞在時間の延長	2.3	H27	2.5	R1
地区内居住人口	(人)	地区内の居住人口(住民基本台帳)	各事業の推進により都市の魅力を高め居住人口の増加を図る	7,567	H27	7,718	R1

都市再生整備計画の整備方針等

計画区域の整備方針	方針に合致する主要な事業
【高崎駅東西エリアの連絡性強化と公共公益・芸術文化施設へのアクセス性向上を図る。】 - 高崎駅東西駅前広場のペDESTリアンデッキを拡充整備し、両エリアの連結強化と歩行環境の改善を図る。 - バリアフリー化された歩行ルートを整備することにより、駅周辺の芸術文化施設を含む公共公益施設と主要商業施設へのアクセス性を向上する。 - 高崎駅や高崎市役所などの主要ポイントを中心として、周辺公共公益施設を案内するまちなかサインを設置し、来訪者の利便性を向上する。	【基幹事業】 道路：高崎駅西口駅前広場整備事業 地域生活基盤施設：高崎駅西口ペDESTリアンデッキ整備事業 地域生活基盤施設：高崎駅東口ペDESTリアンデッキ整備事業 地域生活基盤施設：まちなかサイン整備事業 【関連事業】 東口第二土地区画整理事業：高崎市 城址周辺土地区画整理事業：高崎市 高崎駅周辺（西口）土地区画整理事業：高崎市 西口線周辺土地区画整理事業：高崎市
【新しいまちの魅力を創出し、まちなか交流人口（観光・買い物・散策）の増加を図る。】 - 高崎駅を基点とした歩行環境の改善を図ることにより、東と西で分断されがちであった人の往来を改善する。 - まちなか回遊ルートの質的改善（見どころ）と量的な向上を図り、まちなか交流人口の増加を図る。 - 良質で楽しく交流できる新たな賑わい拠点を創出することにより、市全体の魅力及び回遊性の向上を図り、今後、駅周辺の大型集客施設において大幅な増加が見込まれる利用者・来訪者を取り込み、まち全体の活性化を促す。	【基幹事業】 道路：高崎駅西口駅前広場整備事業 地域生活基盤施設：高崎駅西口ペDESTリアンデッキ整備事業 地域生活基盤施設：高崎駅東口ペDESTリアンデッキ整備事業 地域生活基盤施設：まちなかサイン整備事業 高質空間形成施設：都市計画道路仲通り線修景施設整備事業 【関連事業】 庁舎文化施設周辺・商店街にぎわい創出支援事業：高崎市 コミュニティシネマ活動支援事業：高崎市 まちなかオープンカフェ推進事業：高崎市 まちなかコミュニティサイクル推進事業：高崎市 ぐるりん都心循環線E V化事業：高崎市 多機能型住居整備事業：高崎市、民間
【住みやすいまちづくりを進め、居住人口を増加させる。】 - 都市基盤整備の推進及び拠点施設や憩いの形成を図り、居住環境の質を高め、まちなか居住を促進する。 「水と緑」を感じるまちづくりで、住みたくなるまちを演出する。 - 良質な住環境の整備により、マンション等の民間投資を誘発する。	【基幹事業】 道路：高崎駅西口駅前広場整備事業 地域生活基盤施設：高崎駅西口ペDESTリアンデッキ整備事業 地域生活基盤施設：高崎駅東口ペDESTリアンデッキ整備事業 地域生活基盤施設：まちなかサイン整備事業 【関連事業】 東口第二土地区画整理事業：高崎市 城址周辺土地区画整理事業：高崎市 高崎駅周辺（西口）土地区画整理事業：高崎市 西口線周辺土地区画整理事業：高崎市 高崎駅東口第九地区市街地再開発事業：民間 庁舎文化施設周辺・商店街にぎわい創出事業：高崎市 コミュニティシネマ活動支援事業：高崎市 まちなかオープンカフェ推進事業：高崎市 まちなかコミュニティサイクル推進事業：高崎市 ぐるりん都心循環線E V化事業：高崎市 多機能型住居整備事業：高崎市、民間
その他	
【まちづくりの住民参加】 - 高崎駅前通り商店街で行われる「にぎわい創出支援事業」をはじめ、まちなか回遊ルートを構成する主な商店街では、一大風物詩である「夏祭り」のほか「沿道飾花活動」等の地域コミュニティ活動が積極的に行われ、交流人口の増加に寄与している。 - 高崎商工会議所を基本とした若手有志により、高崎を「パスタの街」としてアピールするブランド戦略が展開され、それを活用したイベントである「キングオブパスタ」は、まちなかの「もてなし広場」で毎年定期開催されており、多くの来場者を集める観光行事となっている。 【官民連携事業】 『道路占用許可特例（都市再生特別措置法46条10）』 「高崎まちなかオープンカフェ推進協議会」は高崎商工会議所を中心に地元商店街、飲食店、高崎市等で委員を構成し、「まちづくり協議会」は地元町内会区長、商店街、飲食店等で委員を構成しており、いずれも地元の意見調整等を自ら行うことで公平性を担保する能力を有する組織であることから、オープンカフェ事業の事業主体に選定する。 「高崎まちなかコミュニティサイクル推進協議会」も同様に、地元の意見調整等を自ら行える委員構成の市内唯一の組織であり、コミュニティサイクル事業の事業主体に選定する。	

交付対象事業費	3,520.6	交付限度額	1,584.2	国費率	0.45
---------	---------	-------	---------	-----	------

基幹事業	事業	細項目	事業箇所名	事業主体	直／間	規模	(参考)事業期間		交付期間内事業期間		(参考)全体事業費	交付期間内事業費	うち官負担分	うち民負担分	交付対象事業費	費用便益比B／C
							開始年度	終了年度	開始年度	終了年度						
	道路		高崎駅西口駅前広場整備事業	高崎市	直	9,400㎡	平成28年度	平成29年度	平成29年度	平成29年度	160.8	130.8	130.8		130.8	
	公園															
	古都保存・緑地保全等事業															
	河川															
	下水道															
	駐車場有効利用システム															
地域生活基盤施設			高崎駅西口 ペデストリアンデッキ整備事業	高崎市	直	L=268.4m W=5.0m	平成28年度	平成30年度	平成28年度	平成30年度	2,107.4	2,107.4	2,107.4		2,107.4	
			高崎駅東口 ペデストリアンデッキ整備事業	高崎市	直	L=169.8m W=5.0m	平成28年度	平成31年度	平成28年度	令和元年度	1,015.6	1,015.6	1,015.6		1,015.6	
			まちなかサイン整備事業	高崎市	直	22箇所	令和元年度	令和元年度	令和元年度	令和元年度	7.9	7.9	7.9		7.9	
高質空間形成施設			都市計画道路路仲通り線 修景施設整備事業	高崎市	直	L=110m	平成28年度	平成28年度	平成28年度	平成28年度	361.9	361.9	361.9		258.9	
高次都市施設																
中心拠点誘導施設																
連携生活拠点誘導施設																
生活拠点誘導施設																
高齢者交流拠点誘導施設																
既存建造物活用事業(高次都市施設)																
土地区画整理事業																
市街地再開発事業																
住宅街区整備事業																
バリアフリー環境整備事業																
優良建築物等整備事業																
住宅市街地 総合整備 事業		拠点開発型														
		沿道等整備型														
		密集住宅市街地整備型														
		耐震改修促進型														
街なみ環境整備事業																
住宅地区改良事業等																
都心共同住宅供給事業																
公営住宅等整備																
都市再生住宅等整備																
防災街区整備事業																
合計											3,653.6	3,623.6	3,623.6	0.0	3,520.6	

事業	細項目	事業箇所名	事業主体	直ノ間	規模	(参考)事業期間		交付期間内事業期間		(参考)全体 事業費	交付期間内 事業費	交付期間内事業費		交付対象 事業費
						開始年度	終了年度	開始年度	終了年度			うち官負担分	うち民負担分	
地域創造 支援事業														
事業活用調査														
まちづくり活動推進事業														
合計										0	0	0	0	0
													合計(A+B)	3,520.6

[illegible]

協定制度等の取り組み								
官民連携によるエリアマネジメント方針等								
事業番号	事業	事業の目的／事業によって解決される課題	事業期間	事業主体	活用する制度			
					道路占用許可特別措置法46条10項)	都市再生整備歩行者経路協定(都市再生特別措置法46条12項)	都市利便増進協定(都市再生特別措置法46条13項)	河川敷地占用許可(河川敷地占用許可準則22)
1	●オープンカフェ（カフェならびに食事施設）の設置 オープンカフェを設置して適切に維持管理することにより、まちのにぎわいを創出する。	小休憩のできる滞留空間を形成し、華やかで賑わいのある歩行者空間を創出する。	H25～R1	・高崎まちなかオープンカフェ推進協議会 ・まちづくり協議会	○			
2	●自転車駐輪器具（サイクルポート）の整備 民間が中心となった協議会を組織し、コミュニティサイクル専用の自転車駐輪器具を活用して事業の管理・運営を図る。	放置自転車・違法駐輪を解消し、まちなかの回遊性向上と良質な景観の形成を図る。	H25～R1	高崎まちなかコミュニティサイクル推進協議会	○			
3								
4								

制度別詳細1（道路占用に関する事項） 都市再生特別措置法46条10項

制度の活用計画				
占用対象施設			占用の場所	道路交通環境の維持 及び向上を図るための措置
道路 占用 許可 特例 対象 施設	1	オープンカフェ(カフェならびに 食事施設)の椅子等	路線名:主要地方道藤木高崎線歩道部(宮元町17番地1～連雀町71番地の区間) 路線名:主要地方道あら町下室田線歩道部(あら町89番地) 路線名:主要地方道高崎停車場線歩道部(あら町116番地7～八島町5番地の区画) 路線名:高崎市道A572号線歩道部(鞆町1番地～鞆町80番地の区間) 路線名:高崎市道A629号線歩道部(連雀町23番地1～旭町37番地21の区間) 路線名:高崎市道A572号線歩道部(新紺屋町15番地～寄合町28番地の区間)	・カフェならびに食事施設周辺の清掃を実施する。 ・歩道部にゴミ等が落とされた場合にはこまめに清掃する。 ・店舗周辺の歩道部分に違法駐輪が増えないよう、利用者へのマナーの周知を図る。
	2	自転車駐輪器具(サイクル ポート)	路線名:主要地方道藤木高崎線歩道部(宮元町13番地1～連雀町78番地の区間) 路線名:主要地方道高崎停車場線歩道部(八島町14番地8) 路線名:高崎市道A633号線歩道部(八島町41番地2) 路線名:高崎市道A654号線歩道部(旭町45番地1、八島町58番地1) 路線名:高崎市道A629号線歩道部(連雀町12番地1)	・自転車駐輪器具に落ち葉が吹きだまらないよう、乗り降りするエリアをこまめに清掃する。 ・自転車駐輪器具設置個所の周囲で違法駐輪が起きないよう、注意喚起を徹底する。
	3			
	4			
	5			

制度を活用して整備・設置する施設等の配置を示す地図

道路占用許可特例対象施設

凡例 (道路占用許可特例の対象となる施設)

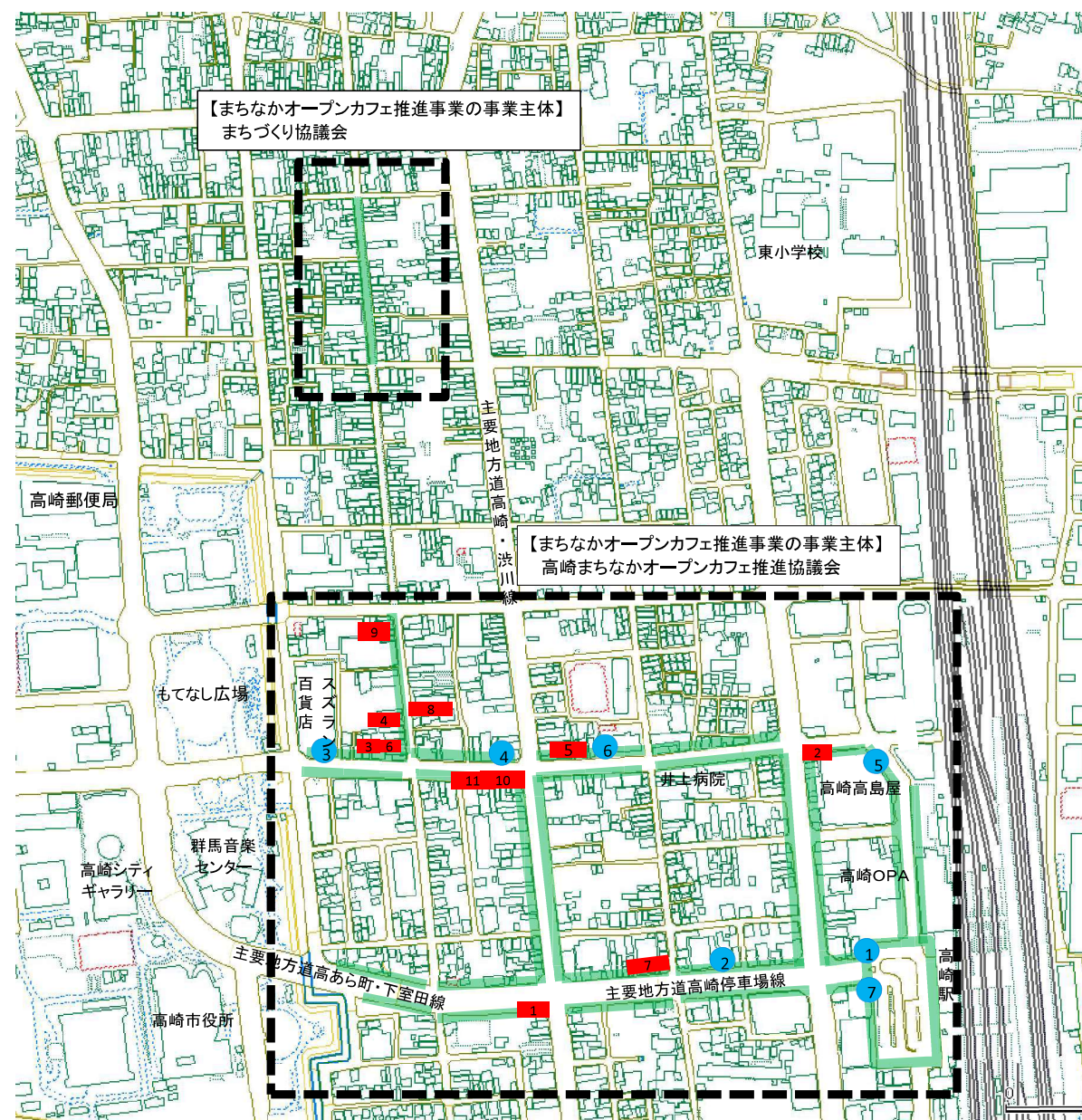
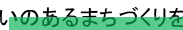
1. オープンカフェ(カフェならびに食事施設)



2. 自転車駐輪器具(サイクルポート)



3. 道路占用許可の特例を活用し
にぎわいのあるまちづくりを行う予定の区域



制度別詳細1－1(道路占用に関する事項)

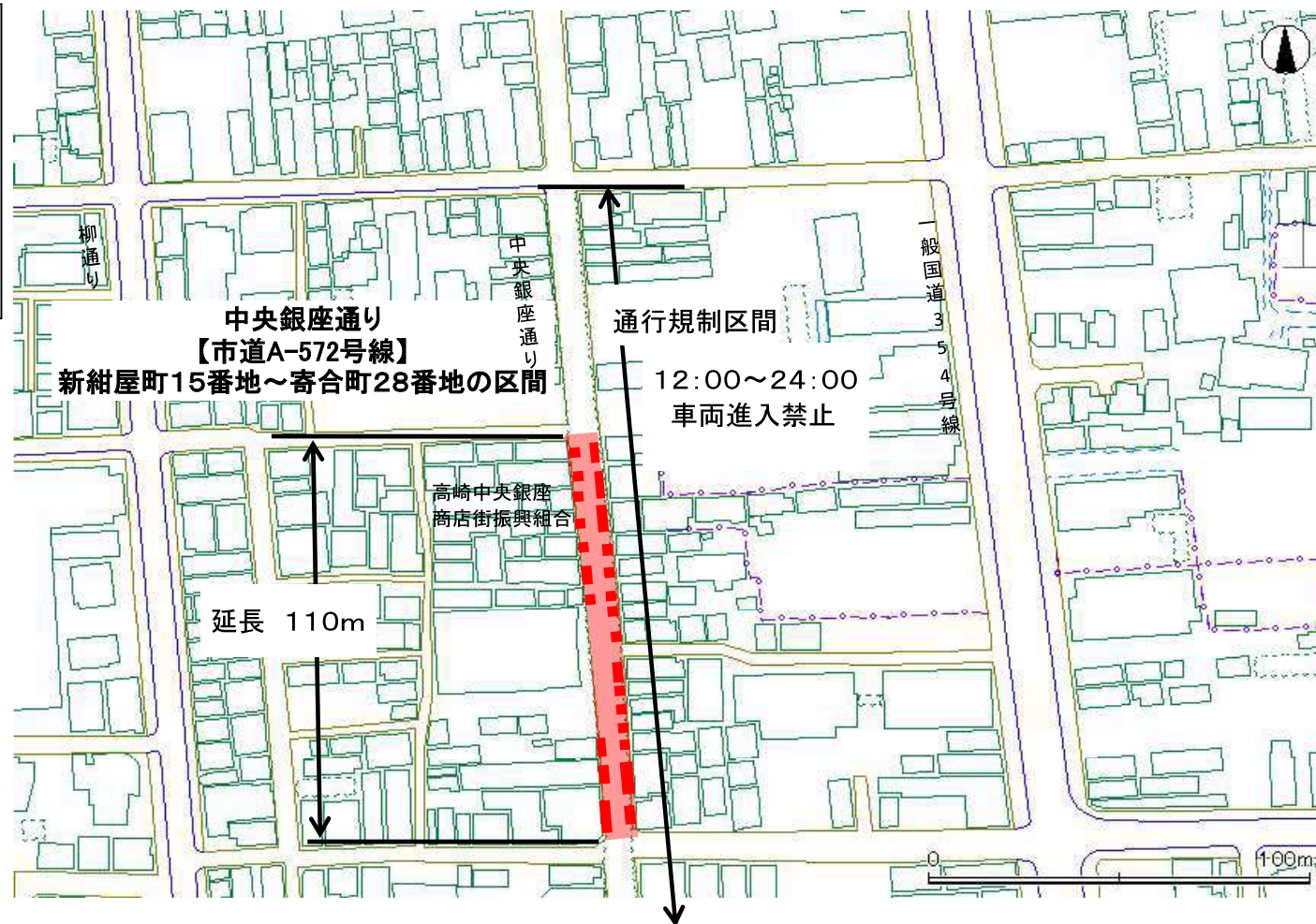
制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等の配置を示す地図

道路占用許可の特例を活用し
にぎわいのあるまちづくりを行
なう予定の区域

食事施設(ベンチ・テーブル)

高崎ビューホテル

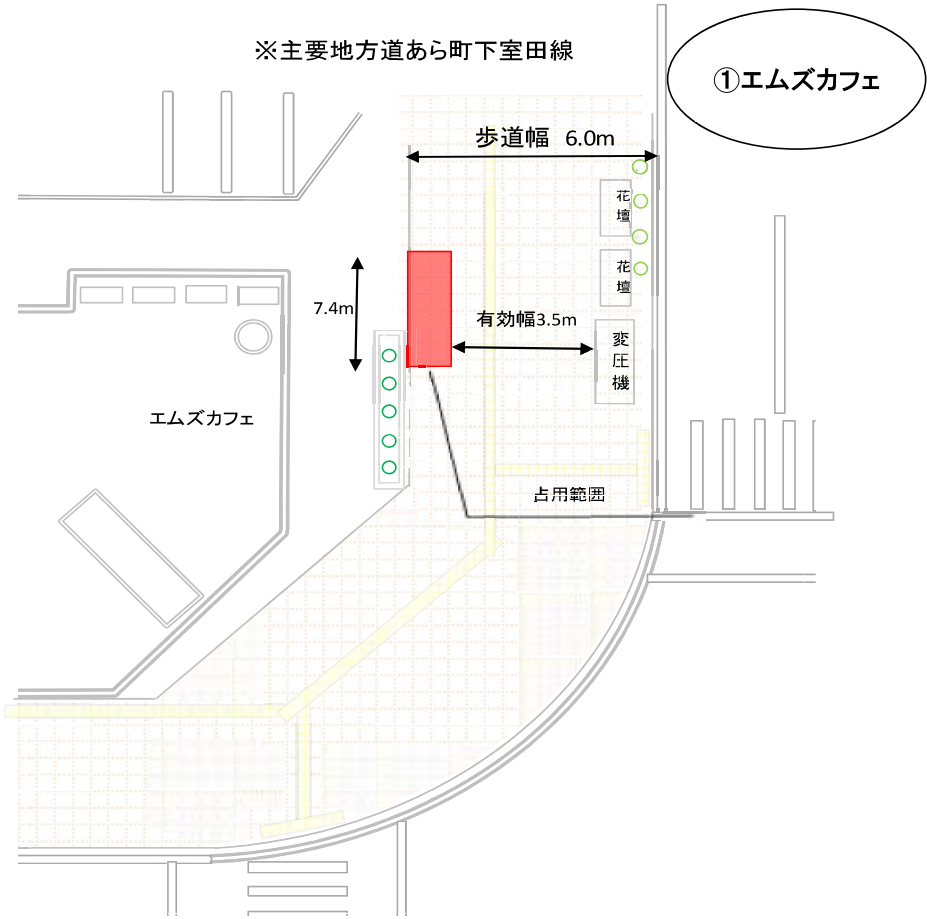
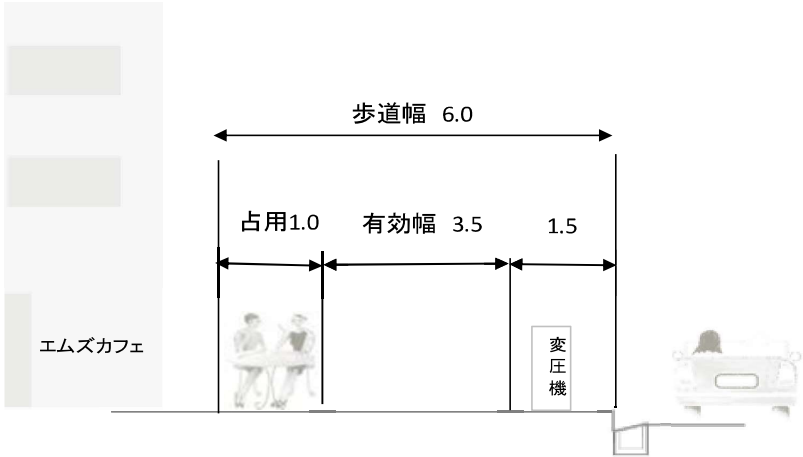


制度別詳細1-2-①(道路占用に関する事項)

制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

1.オープンカフェ(カフェと食事施設)



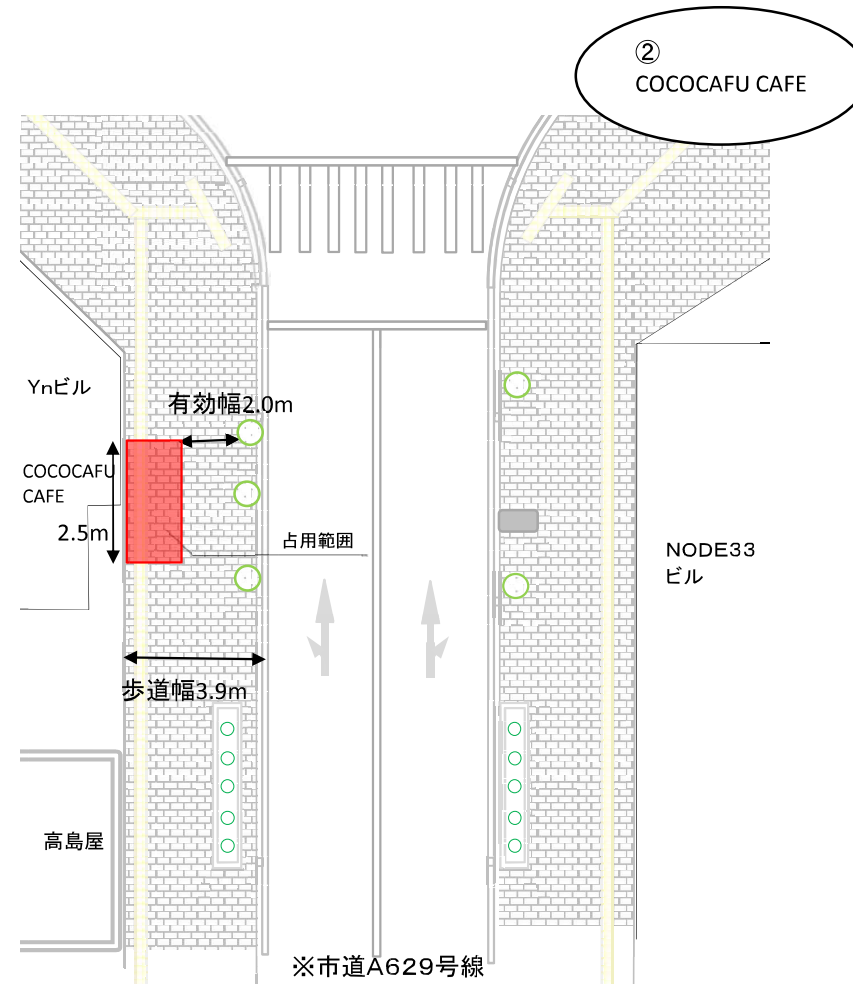
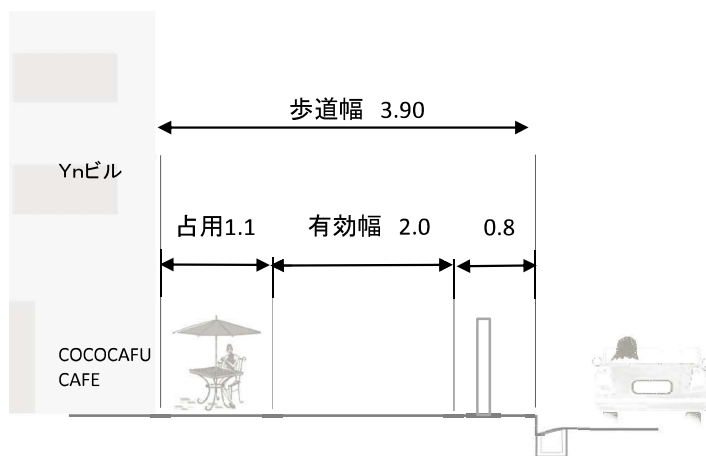
凡例 道路占用許可の特例を活用する予定の区域

制度別詳細1-2-①(道路占用に関する事項)

制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

1.オープンカフェ(カフェと食事施設)



凡例 道路占用許可の特例を活用する予定の区域

制度別詳細1-1-①(道路占用に関する事項)

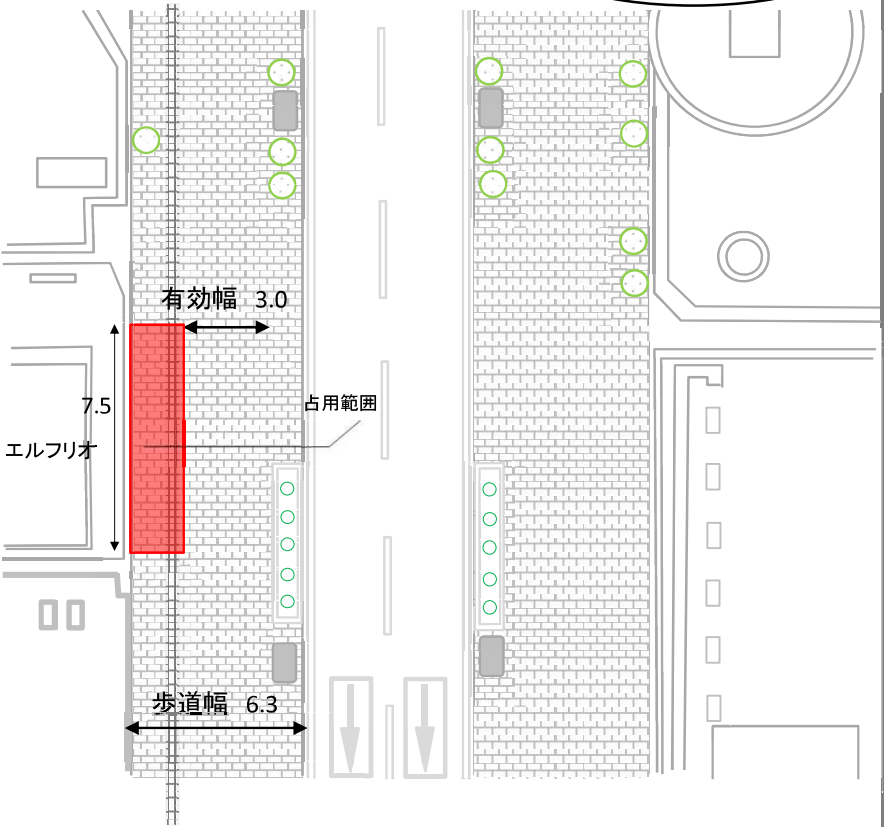
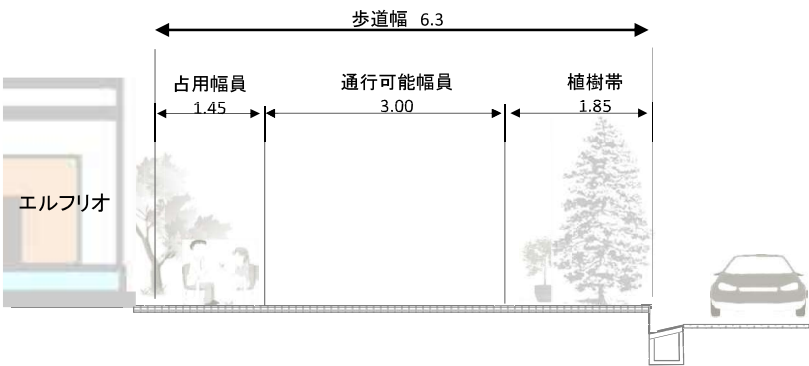
制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

1.オープンカフェ(食事施設)

※ 主要地方道藤木高崎線

③ エルフリオ



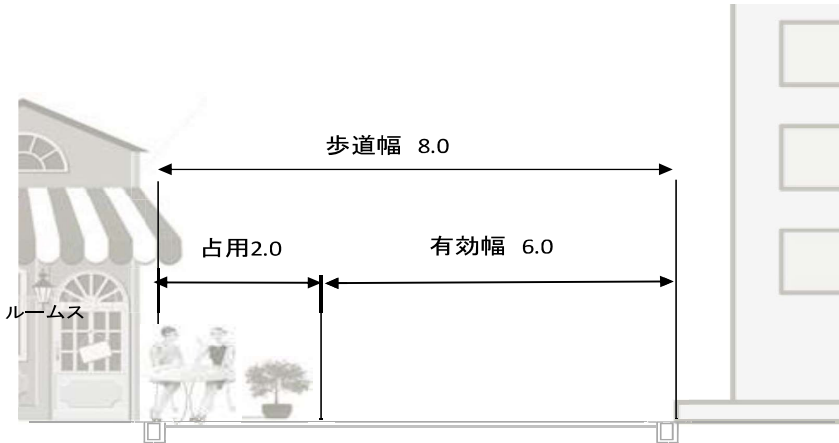
凡例 道路占用許可の特例を活用する予定の区域

制度別詳細1-2-①(道路占用に関する事項)

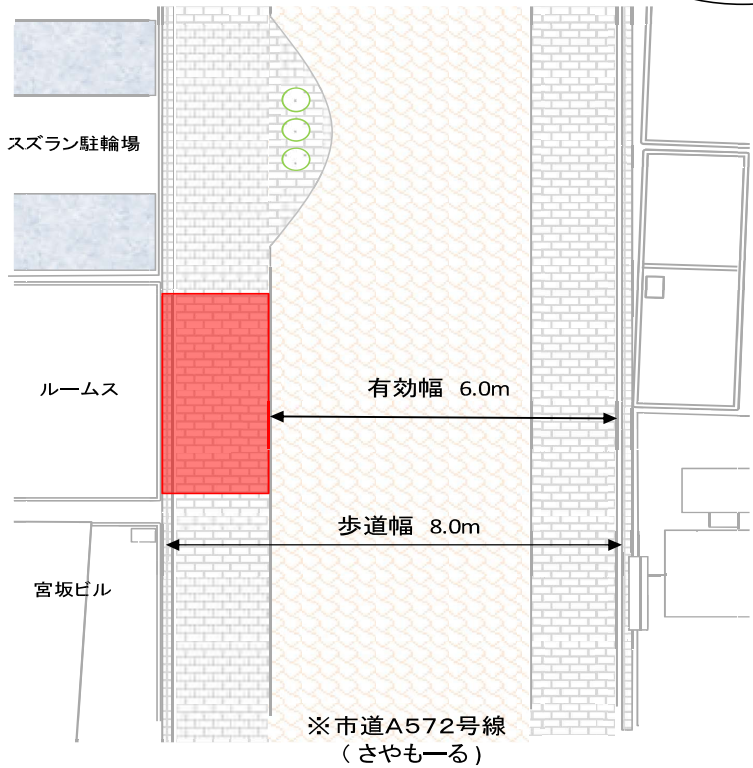
制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

1.オープンカフェ(カフェと食事施設)



④ルームス



※歩行者専用道路時間帯に限る。

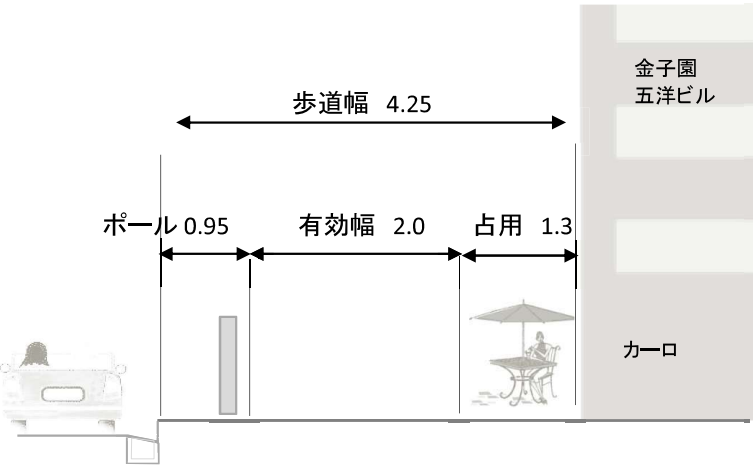
凡例 道路占用許可の特例を活用する予定の区域

制度別詳細1-2-①(道路占用に関する事項)

制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

1.オープンカフェ(食事施設)



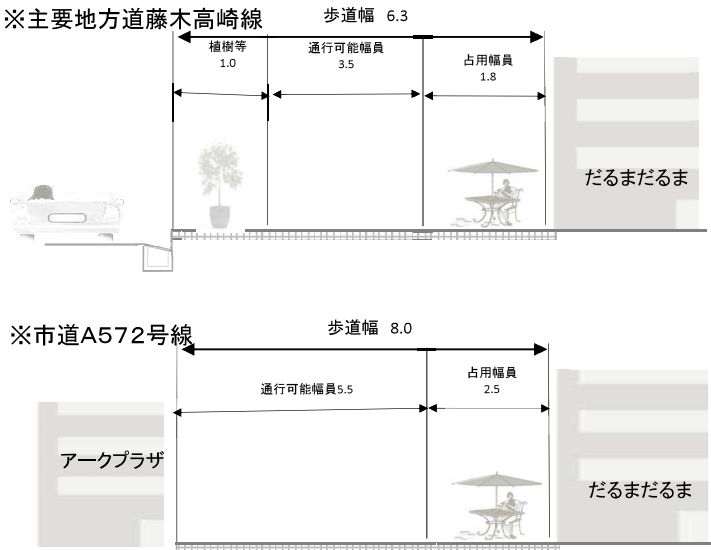
凡例 道路占用許可の特例を活用する予定の区域

制度別詳細1-2-①(道路占用に関する事項)

制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

1.オープンカフェ(カフェと食事施設)



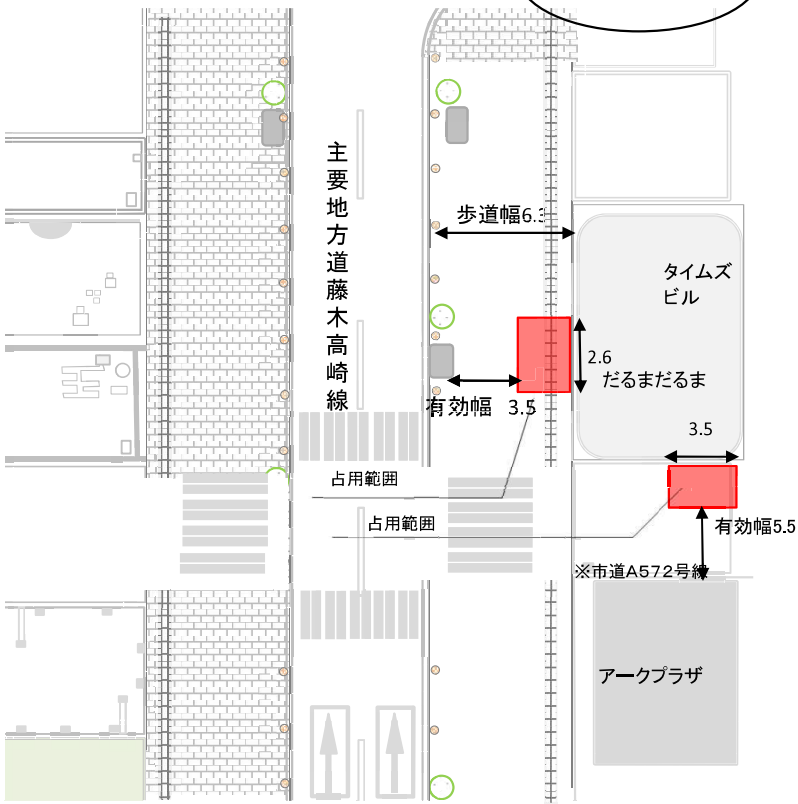
※主要地方道藤木高崎線側



※市道A572号線側



※主要地方道藤木高崎線
※市道A572号線



凡例 道路占用許可の特例を活用する予定の区域

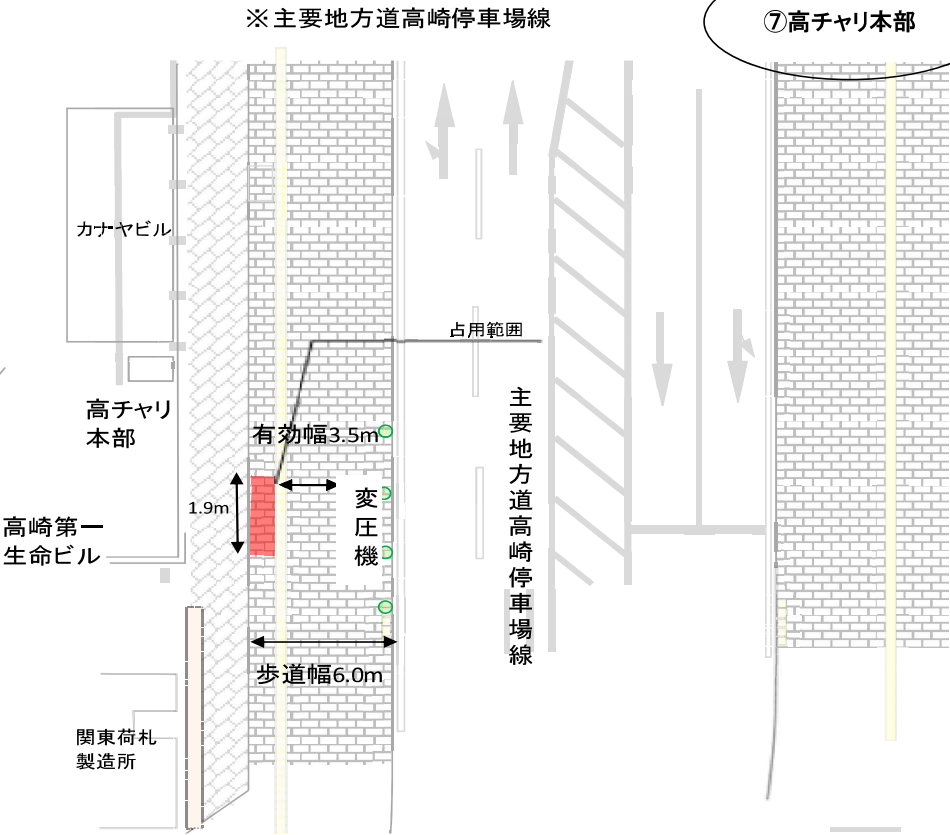
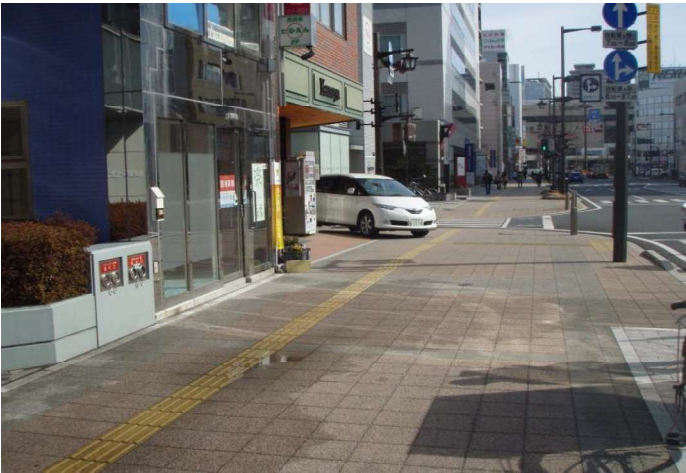
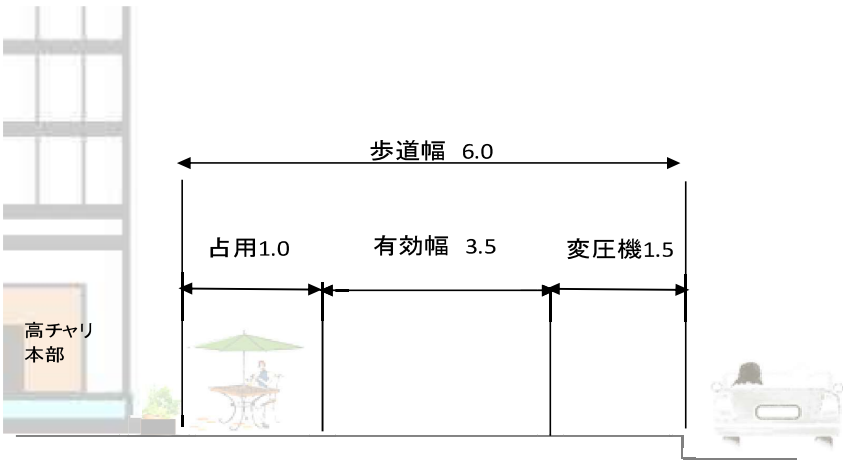


制度別詳細1-2-①(道路占用に関する事項)

制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

1.オープンカフェ(カフェと食事施設)



⑦高チャリ本部

凡例 道路占用許可の特例を活用する予定の区域

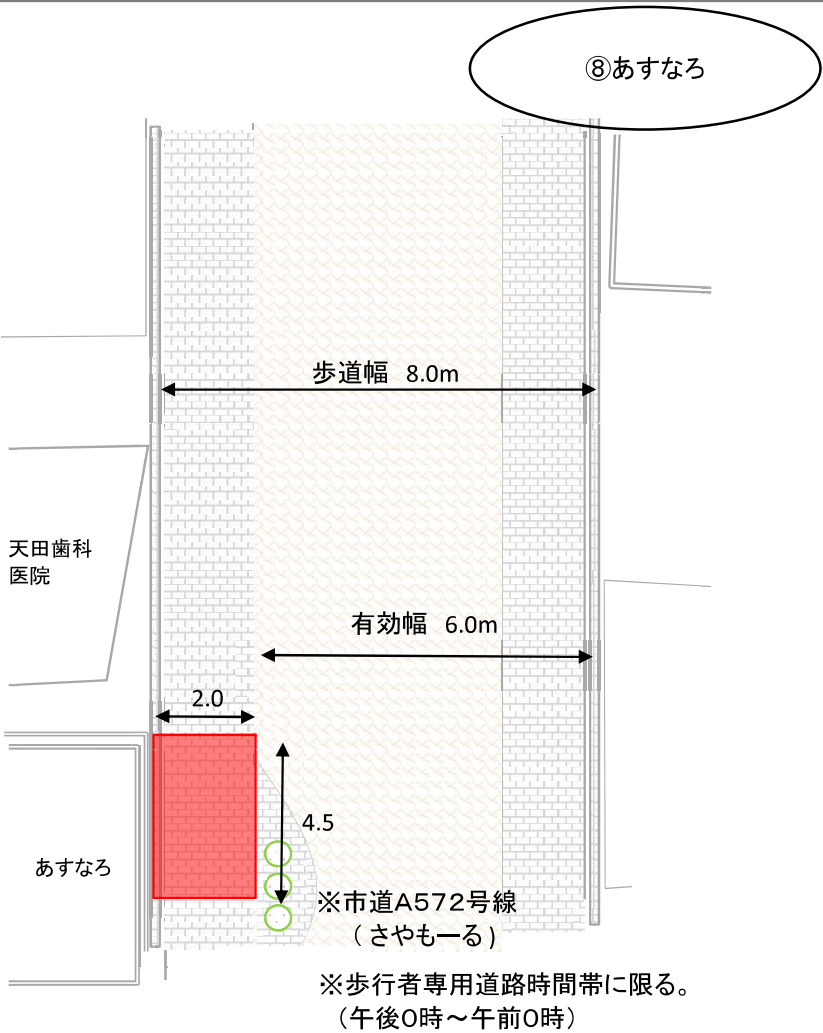
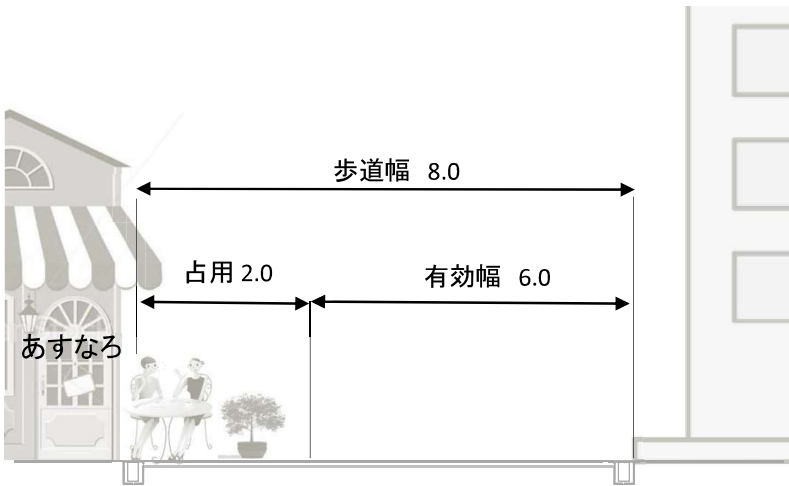


制度別詳細1-2-①(道路占用に関する事項)

制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

1.オープンカフェ(カフェと食事施設)



凡例 道路占用許可の特例を活用する予定の区域

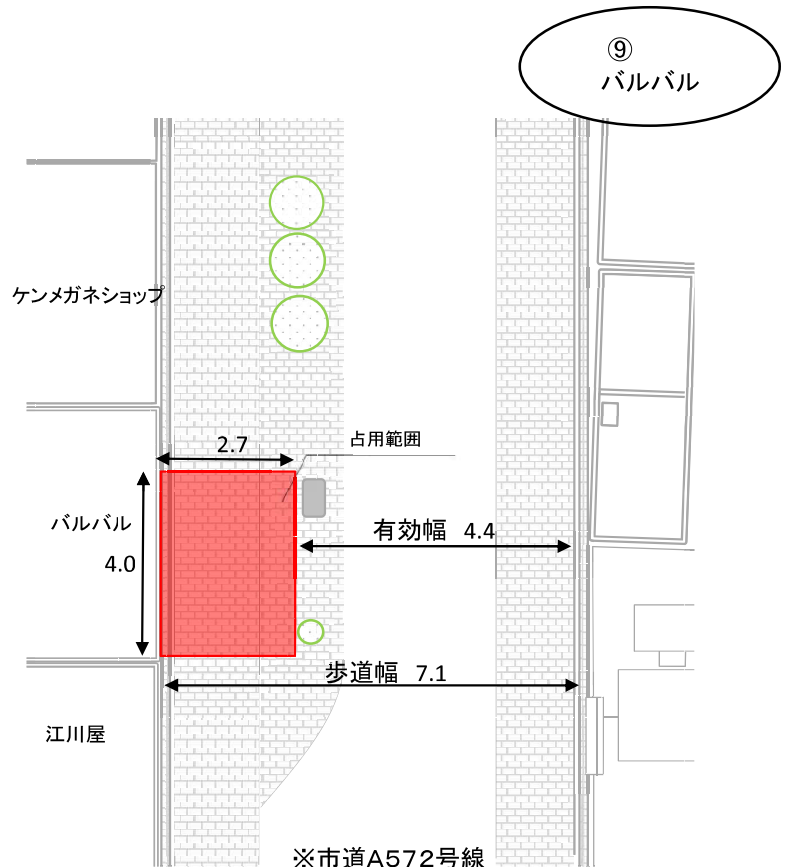
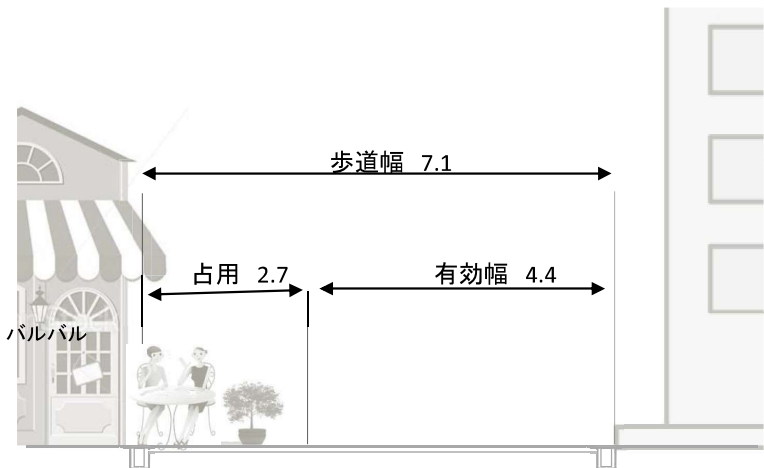


制度別詳細1-1-①(道路占用に関する事項)

制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

1.オープンカフェ(食事施設)



※市道A572号線
(さやもーる)

※歩行者専用道路時間帯に限る。
(午後0時～午前0時)

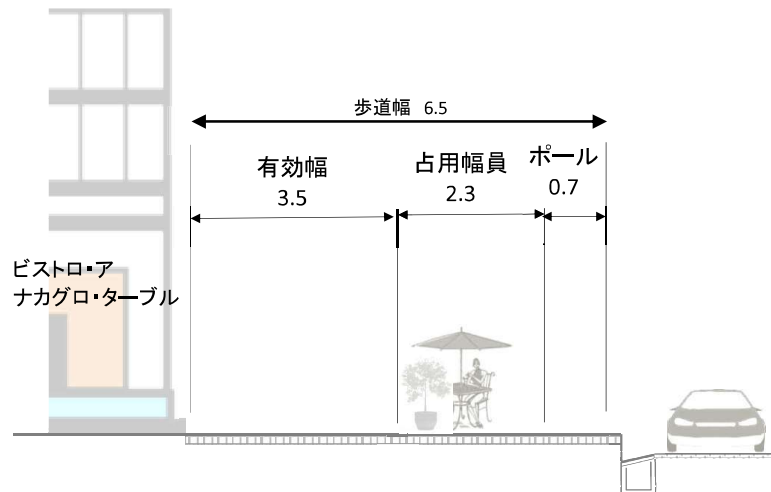
凡例 道路占用許可の特例を活用する予定の区域

制度別詳細1-2-①(道路占用に関する事項)

制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

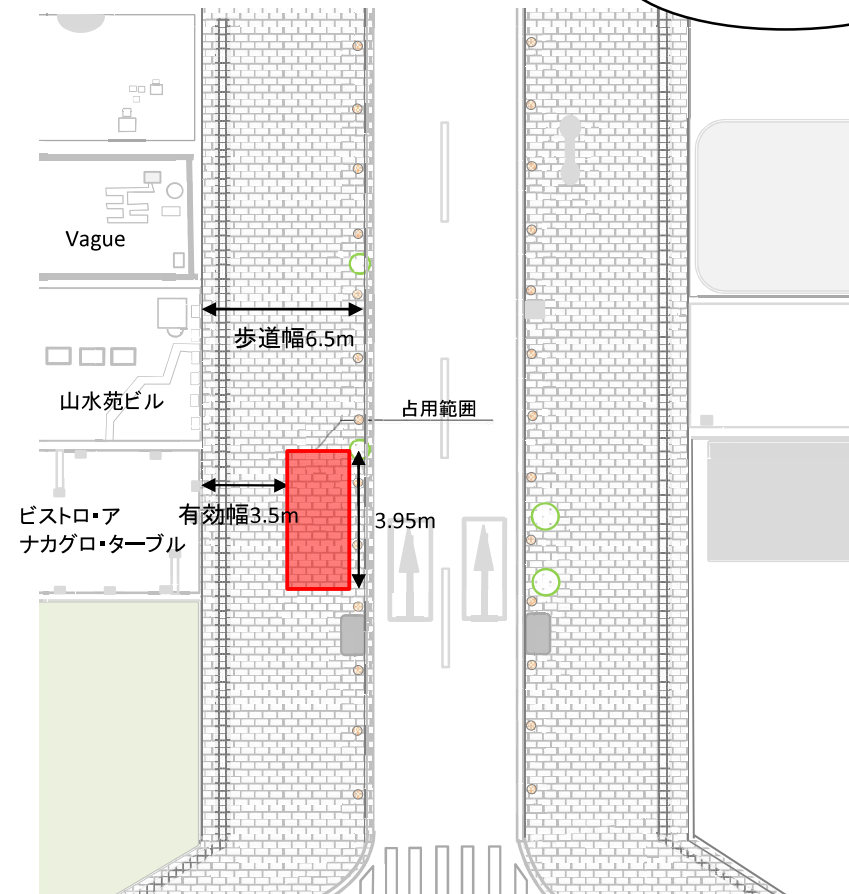
制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

1.オープンカフェ(カフェと食事施設)



※主要地方道藤木高崎線

⑩ビストロ・ア
ナカグロ・テーブル



凡例 道路占用許可の特例を活用する予定の区域

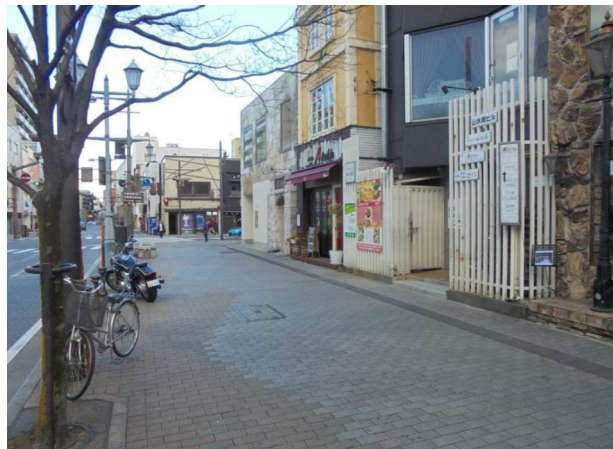
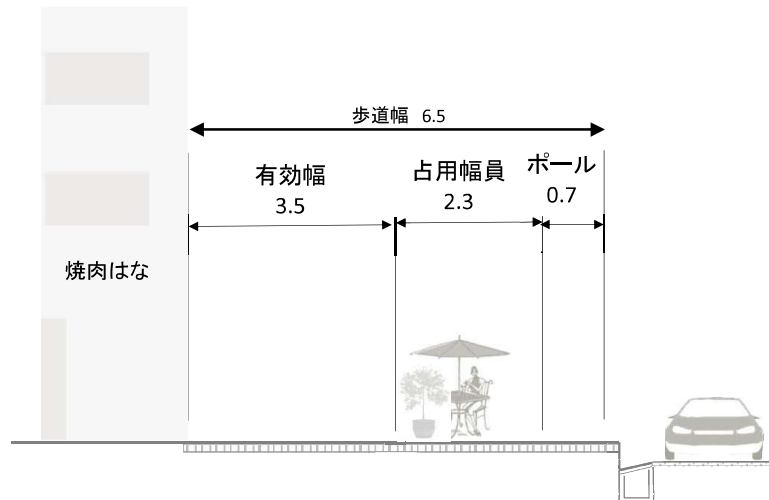


制度別詳細1-2-①(道路占用に関する事項)

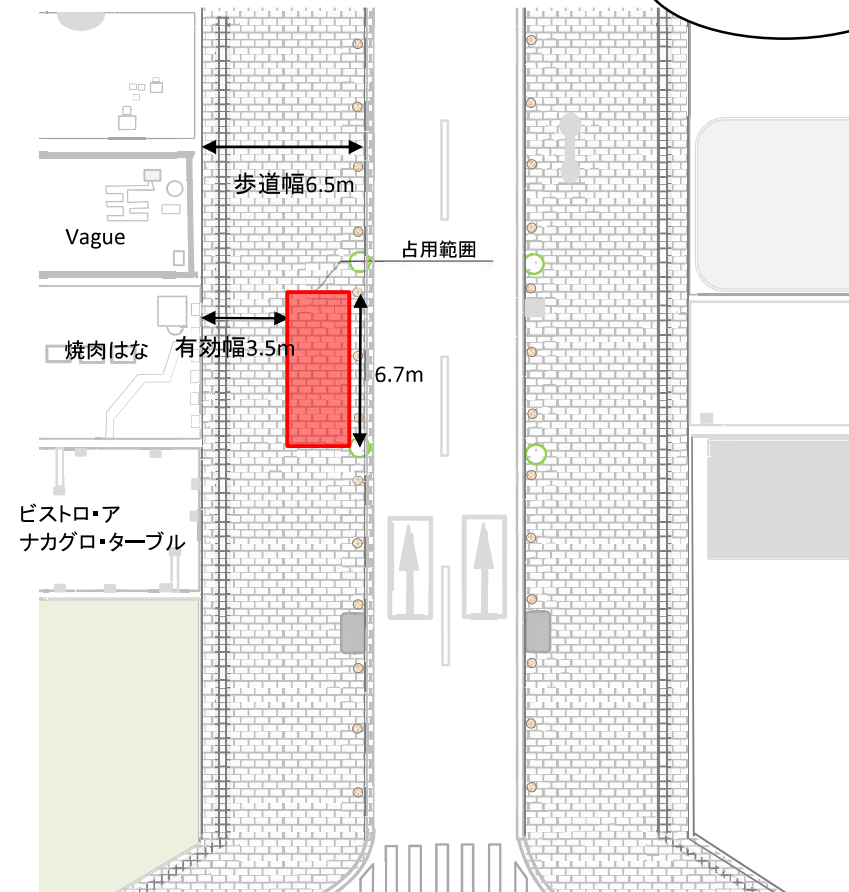
制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

1.オープンカフェ(カフェと食事施設)



※主要地方道藤木高崎線



⑪
焼肉はな

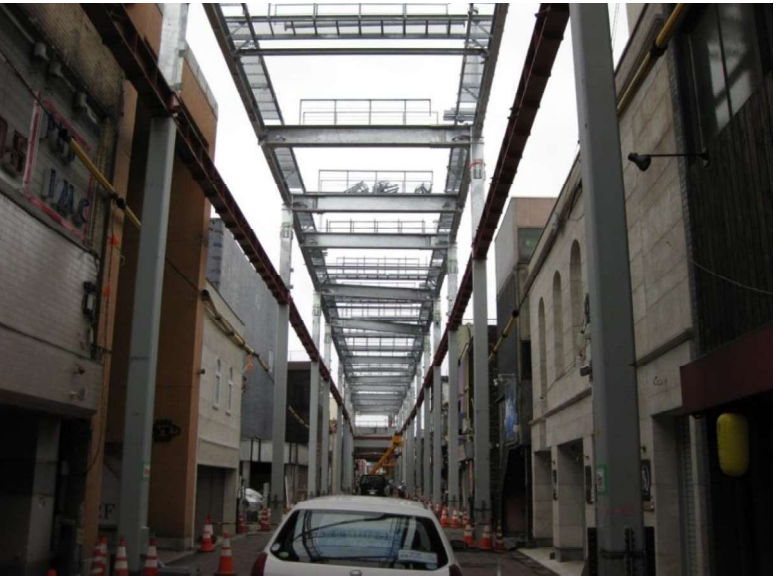
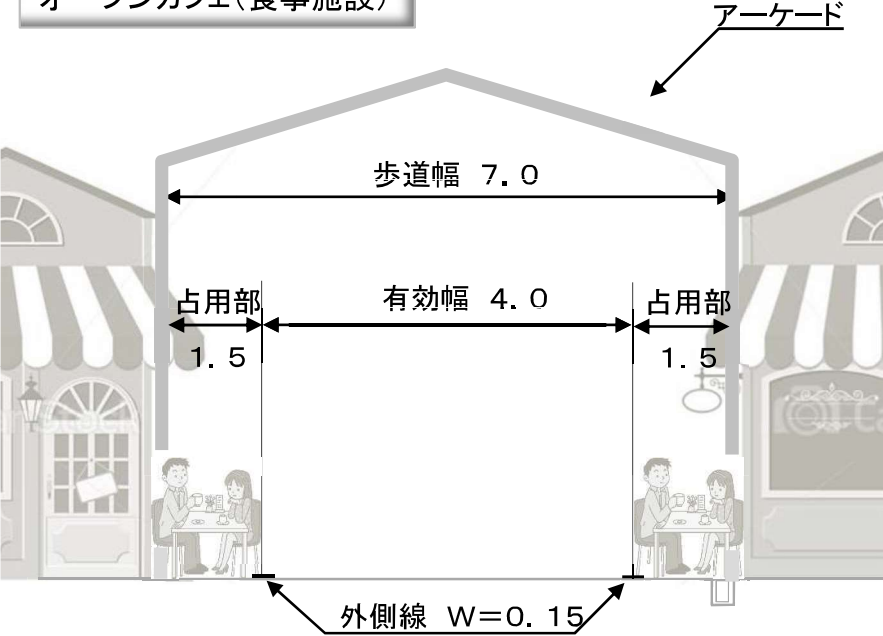
凡例 道路占用許可の特例を活用する予定の区域



制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

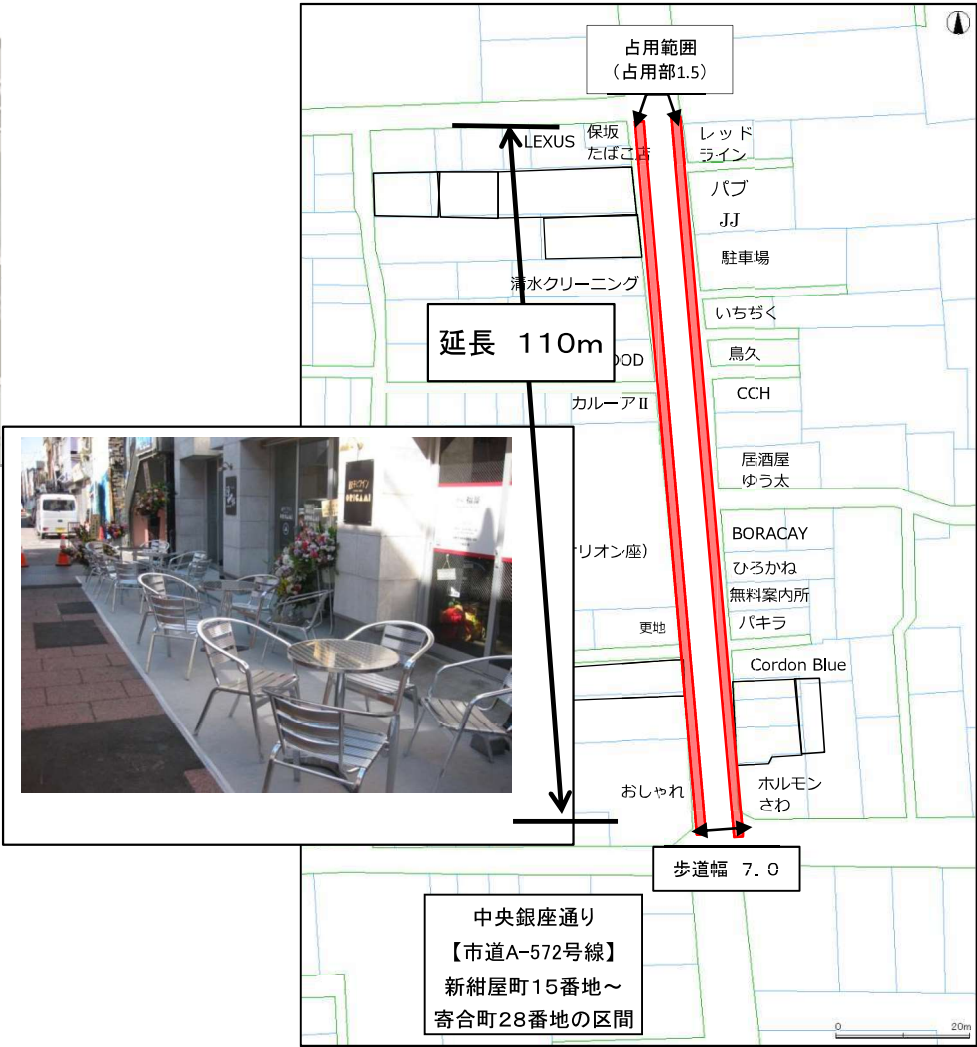
制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

オープンカフェ(食事施設)



中央銀座

※ 通行規制: 12:00~24:00 車両進入禁止



凡例 道路占用許可の特例を活用する予定の区域

制度別詳細1-2-②(道路占用に関する事項)

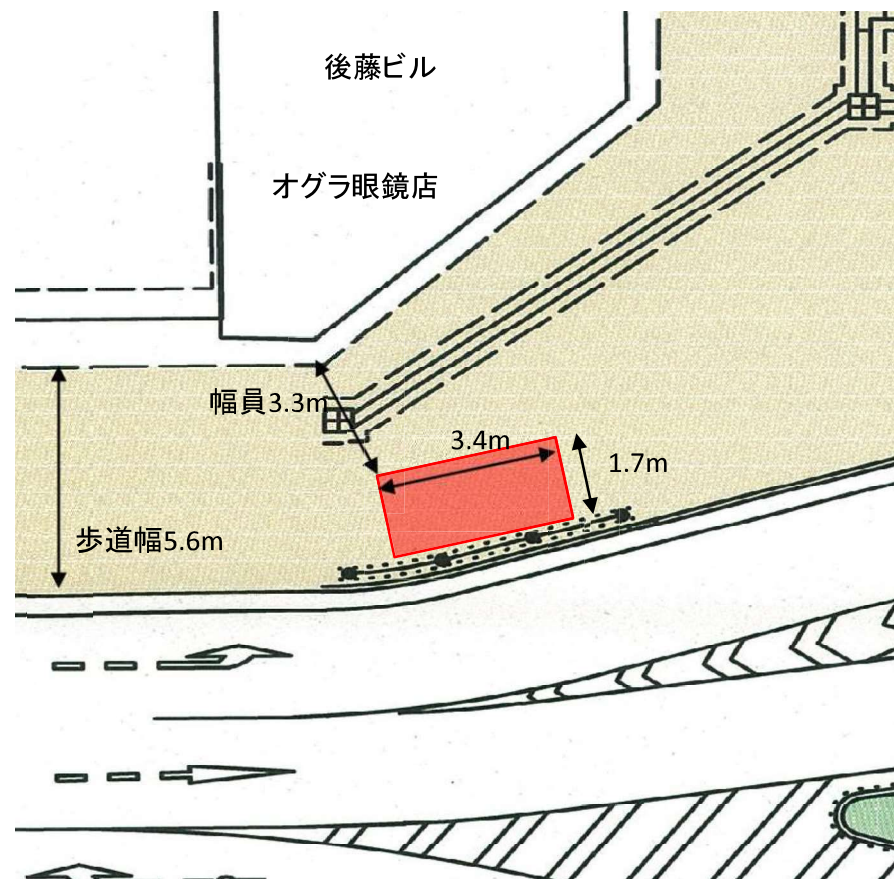
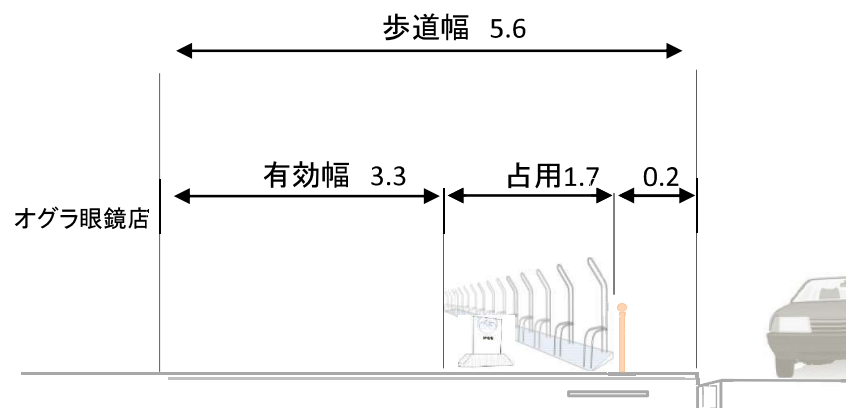
制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

2.自転車駐輪器具

①高崎オーパ前

市道A629号線



凡例 道路占用許可の特例を活用する予定の区域

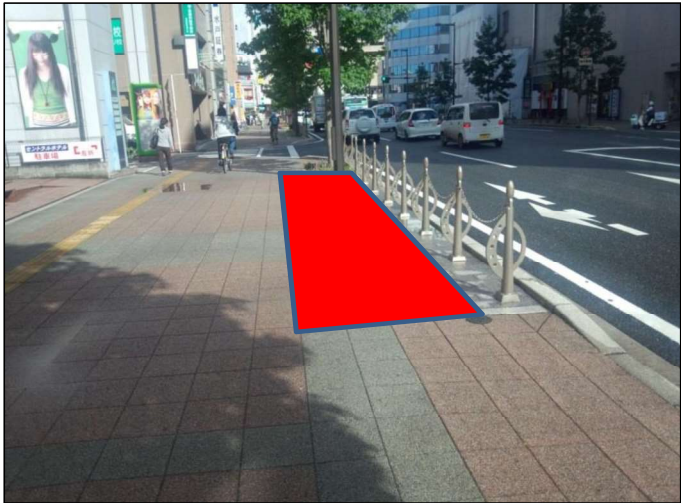
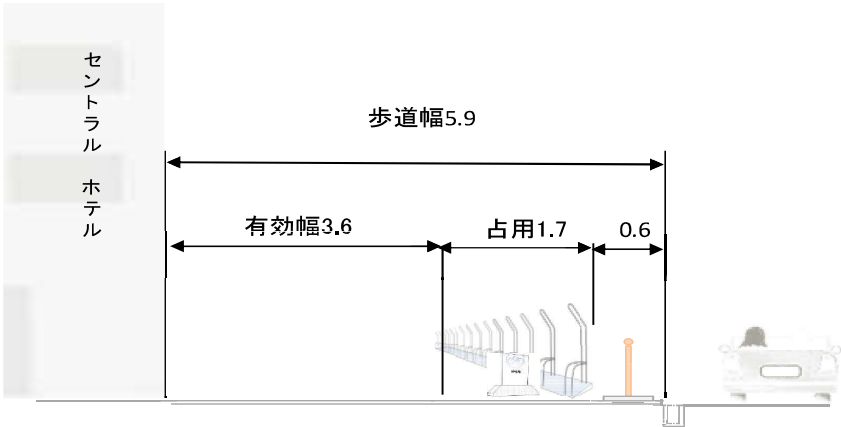


制度別詳細1-2-②(道路占用に関する事項)

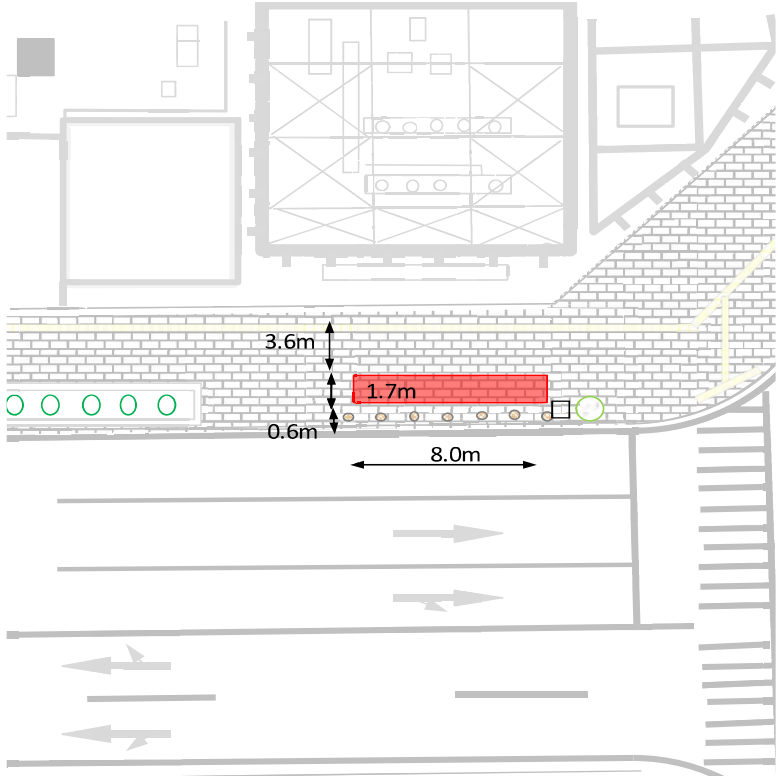
制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

2.自転車駐輪器具 ②セントラルホテル前



主要地方道高崎停車場線



凡例 道路占用許可の特例を活用する予定の区域



制度別詳細1-2-②(道路占用に関する事項)

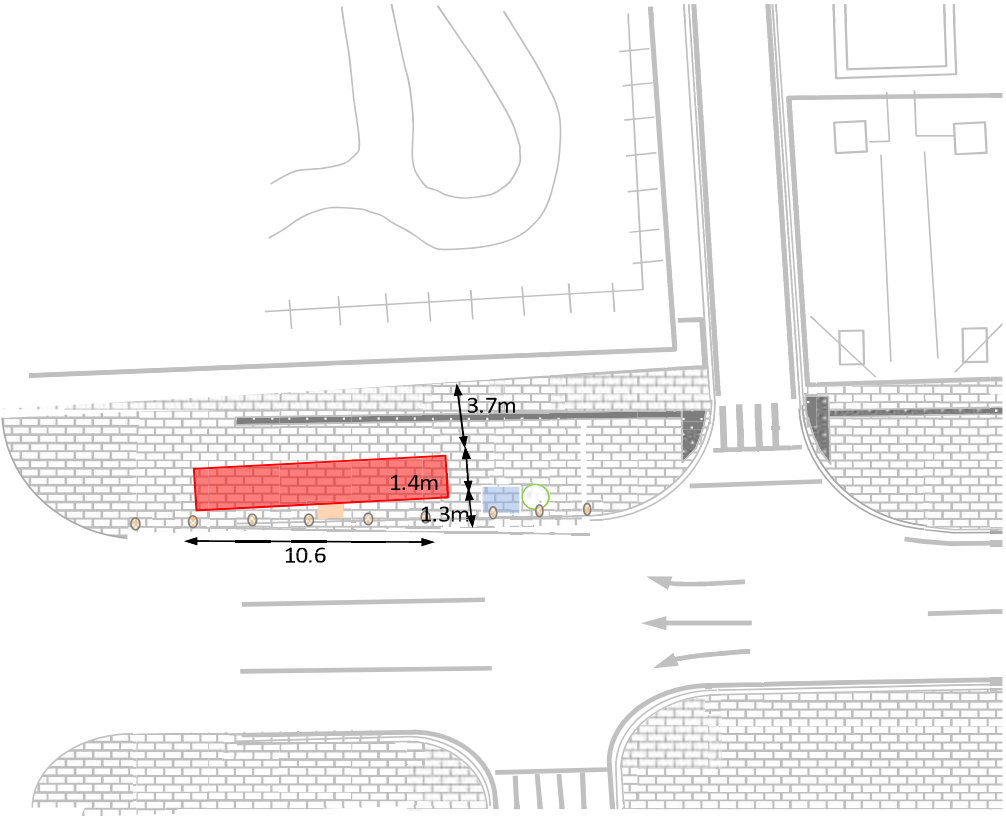
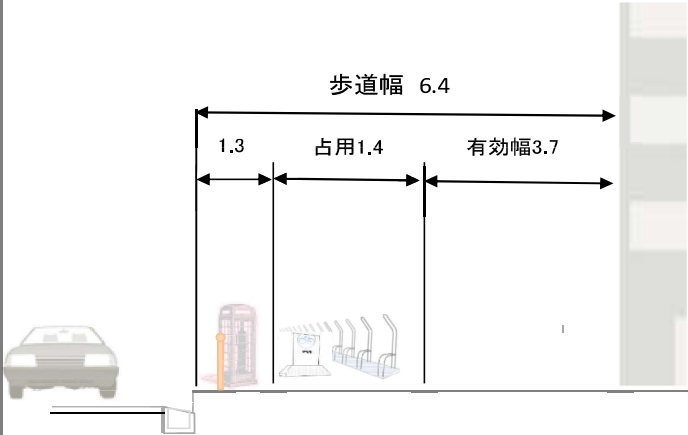
制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

2.自転車駐輪器具

③スズラン前

主要地方道 藤木高崎線



凡例 道路占用許可の特例を活用する予定の区域

制度別詳細1-2-②(道路占用に関する事項)

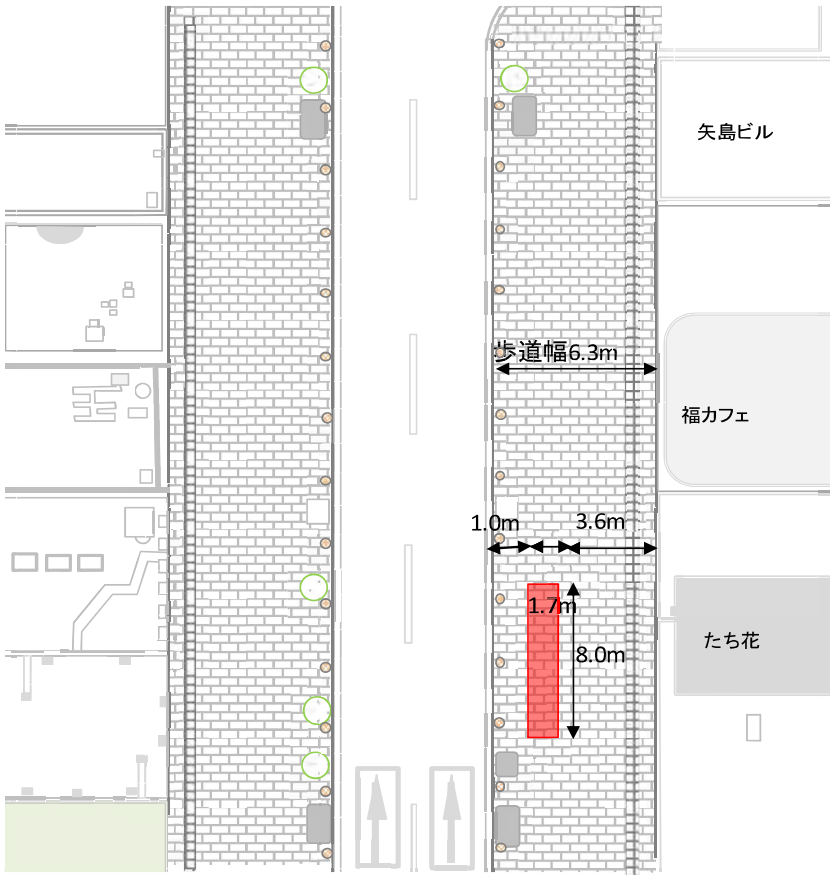
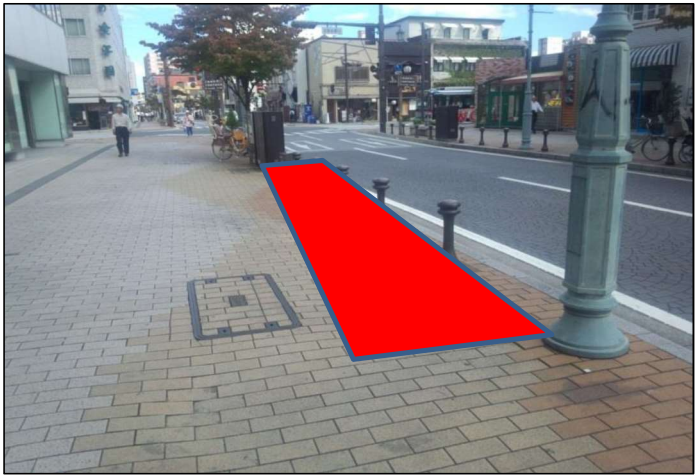
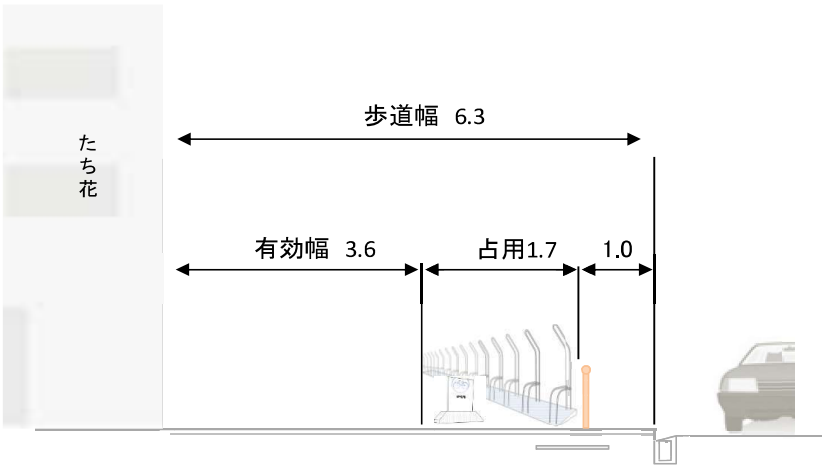
制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

2.自転車駐輪器具

④たち花前

主要地方道藤木高崎線



凡例 道路占用許可の特例を活用する予定の区域

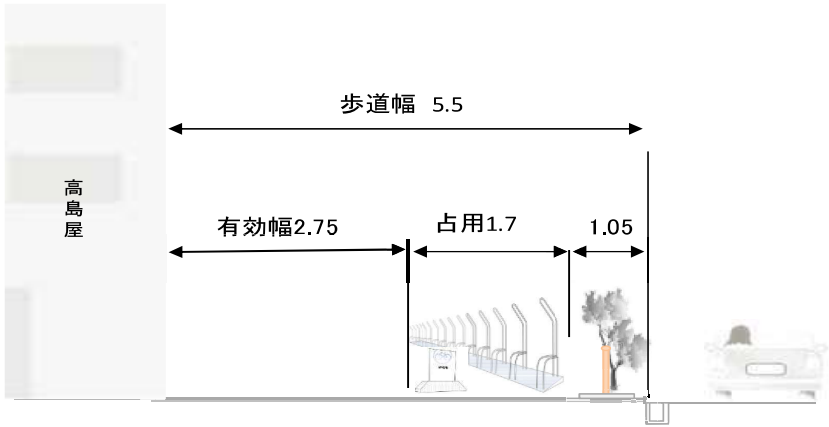


制度別詳細1-2-②(道路占用に関する事項)

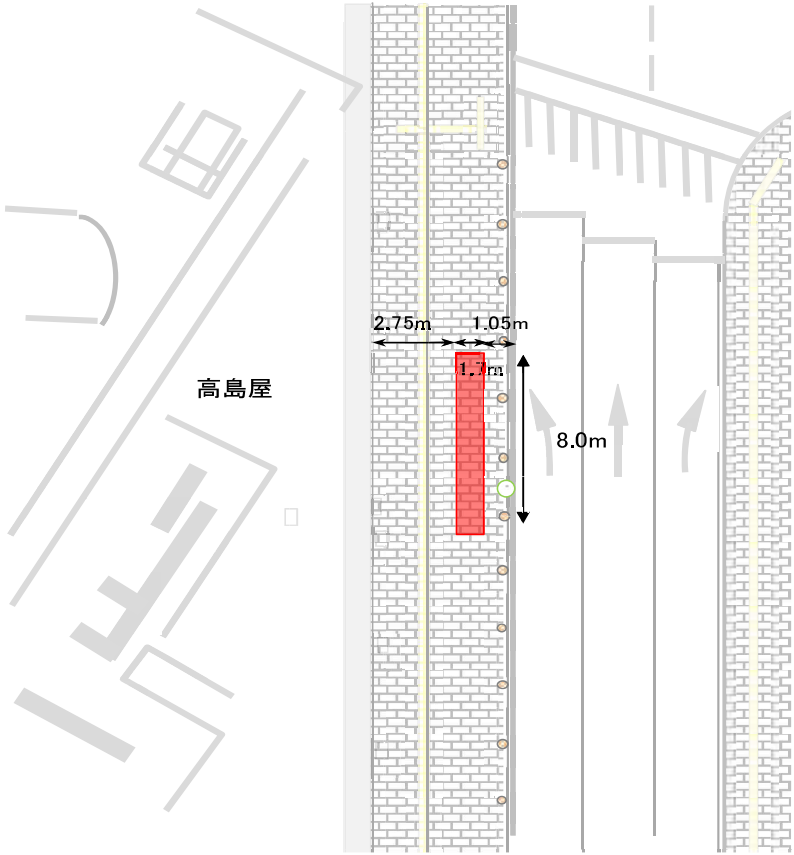
制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

2.自転車駐輪器具 ⑤高島屋前



市道A654号線



凡例 道路占用許可の特例を活用する予定の区域



制度別詳細1-2-②(道路占用に関する事項)

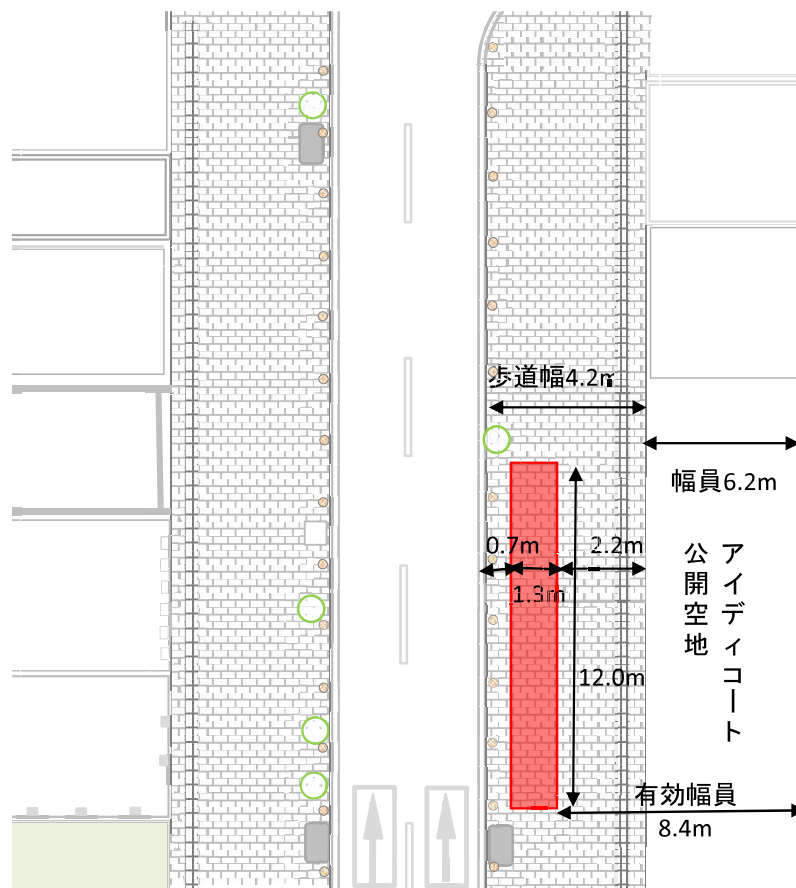
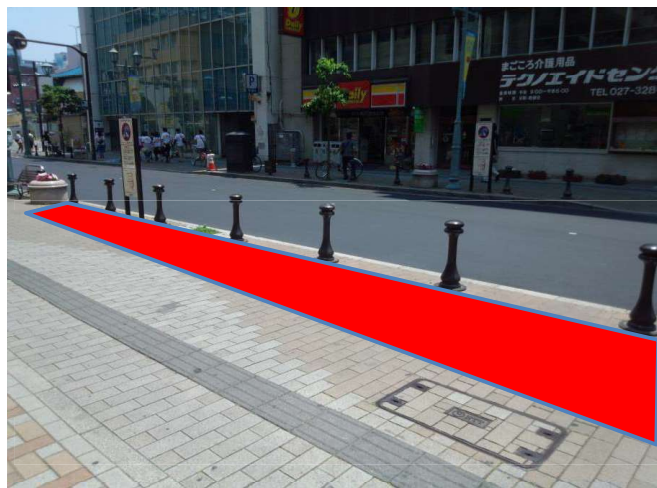
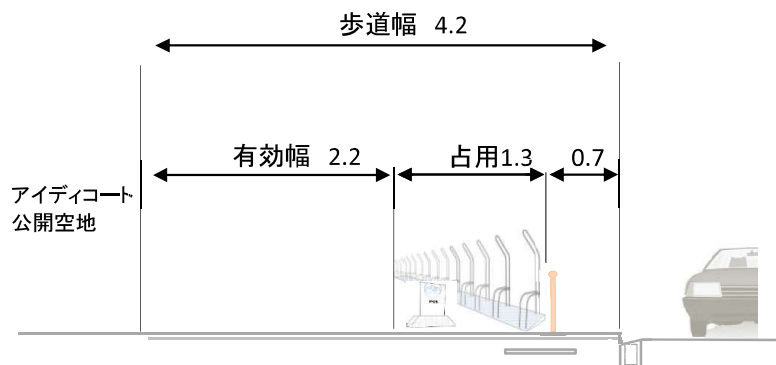
制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

2.自転車駐輪器具

⑥慈光通り

市道A629号線(慈光通り)



凡例 道路占用許可の特例を活用する予定の区域



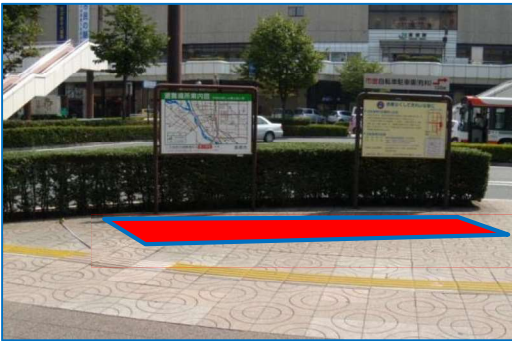
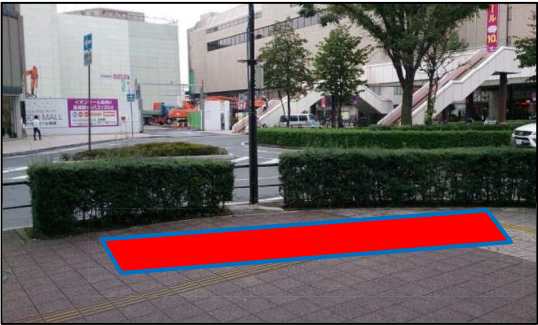
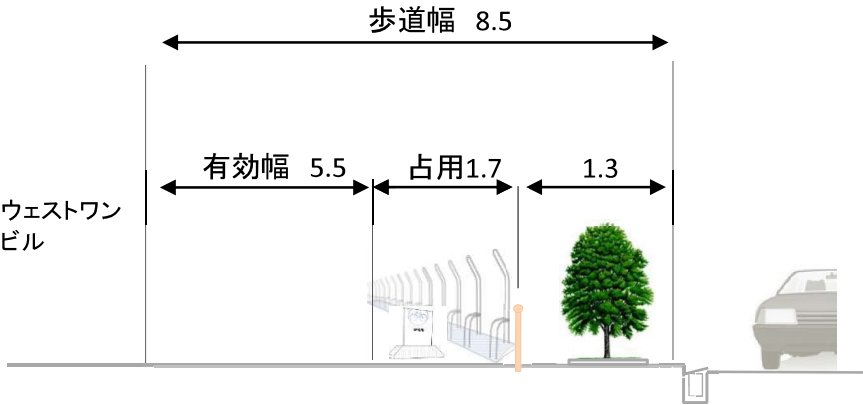
制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

2.自転車駐輪器具

⑦駅西口広場

市道 A654号線



凡例 道路占用許可の特例を活用する予定の区域



都市再生整備計画の区域

高崎市中心市街地地区(群馬県高崎市)	面積	149.5 ha	区域	旭町、あら町、鍛冶町、北通町、鞘町、白銀町、真町、新紺屋町、砂賀町、田町、通町、中紺屋町、檜物町、元紺屋町、寄合町、羅漢町、連雀町 (一部)東町、江木町、栄町、九蔵町、下和田町5丁目、下和田町4丁目、下横町、高松町、鶴見町、宮元町、和田町、八島町、柳川町、弓町、
--------------------	----	----------	----	--

